

## テレビ電波障害調整会議要綱

### (設置)

第1条 本市のテレビ電波障害対策を円滑に推進するため、テレビ電波障害調整会議（以下調整会議という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 障害発生の原因者が特定できない事項に関すること。
- (2) 障害対策の調査・研究に関すること。

### (組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

市民生活課長  
環境保全課長  
市街地整備課長  
建築行政課長

### (会議)

第4条 調整会議は、建築行政課長が招集し、議長となる。

- 2 調整会議は、必要があるときは、関係者の出欠席を求め、意見もしくは説明を聞くことができる。
- 3 調整会議は、必要により、専門の知識・経験を有する者又は関係機関の出席を求め、意見若しくは助言を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 事務局は、建築行政課に置く。

### 附則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。